

「2りんかんジャックスカード」特約

第1条（名称）

2りんかんジャックスカード（以下総称して「本カード」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と、株式会社2りんかんイエローハット（以下「2りんかんイエローハット」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、2りんかんイエローハットが運営・提供する2りんかんポイントカード機能とV i s aカード機能を有します。

第2条（会員）

会員とは、2りんかんポイントカード会員資格を有する方で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、2りんかんイエローハット及び当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

第3条（年会費）

1. 本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、入会初年度は無料とし、次年度より毎年当社所定の時期に当社所定の年会費を支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、前年度の会員のカードショッピングのご利用金額合計が5万円以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。（なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず、次年度の利用と判定される場合があります。）
3. 次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条（2りんかんポイントカードの利用）

1. 会員の2りんかんポイントカード利用条件は、2りんかんイエローハットが定める2りんかんポイントカード会員規約に従うものとします。
2. 会員が本カード会員資格又は2りんかんポイントカード会員資格のいずれか一方でも喪失した場合、その他当社又は2りんかんイエローハットが不適格と判断した場合、当社並びに2りんかんイエローハットは、当該会員の本カードに係る2りんかんポイントカード会員資格・権利等を停止又は喪失その他所定の措置をとることができるものとします。
3. 会員が前項に該当し、2りんかんポイントカード会員資格・権利等を喪失した場合、当社並びに2りんかんイエローハットは一切の責任を負わないものとします。

第5条（適用）

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。